

令和元年 10 月 16 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

医療用医薬品の販売情報提供活動監視事業について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

長島 公之

医療用医薬品の「販売情報提供活動監視事業」について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長より本会に対し、「販売情報提供活動監視事業について」の通知が発出されるとともにその周知方依頼がありました。

平成 28 年度より厚生労働省では医療現場の医師・薬剤師等に対する製薬企業の販売促進活動の状況を、モニターから直接収集して評価等を行い、不適切事例については、企業及び医療関係者に広く公表し警鐘とするとともに、必要に応じて行政指導等の対応を図る「医療用医薬品の広告活動監視モニター事業」（以下「モニター事業」という。）が実施されてきました。

モニター事業については、「平成 30 年度 医療用医薬品の広告活動監視モニター事業報告書について」（令和元年 5 月 23 日付け（地 69））等により貴会宛てにお送りしたところです。

今般、不適切事例の報告をモニター以外からも広く受け付けるべきとの指摘がモニター委員や事業報告書からなされたことを受け、モニター事業を「販売情報提供活動監視事業」として拡充し、全ての医療関係者から不適切事例の報告を受け付けることとされました。

報告に当たっては、別紙のとおり、厚生労働省の委託先である三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングホームページの該当ページ(<https://www.murc.jp/hanbaijohoteikyo/>)をご参照ください。